

七飯町介護保険料率の特例に関する条例の一部を改正する条例の概要

福祉課

1 改正理由

七飯町独自の制度である介護保険料率の特例について、適用人数等の実績を勘案し、令和5年度に引き続き、第9期七飯町介護保険事業計画の期間である令和6年度から令和8年度まで適用し、また、特例介護保険料率の端数処理を七飯町介護保険条例に合わせるため、七飯町介護保険料率の特例に関する条例（平成14年条例第7号）の一部を改正するものです。

2 改正内容

(1) 令和6年度から令和8年度までの特例介護保険料率を次のとおり改正します。

改正条項	改正前 (令和5年度)	改正後 (令和6年度から令和8年度まで)
第3条第1号	8,925円	9,450円
第3条第2号	17,850円	18,900円

(2) 七飯町介護保険条例と同様の端数処理を行うため、特例介護保険料率の端数処理を10円未満切捨てとする規定を加えます。

3 施行期日

この条例は、令和6年4月1日から施行します。

4 経過措置

改正後の七飯町介護保険料率の特例に関する条例の規定は、令和6年度分の特例介護保険料率から適用し、令和5年度以前の年度分の特例介護保険料率については、なお従前の例によるものとします。

七飯町介護保険料率の特例に関する条例新旧対照表

改 正 前	改 正 後
<p>第1条・第2条 (略) (特例介護保険料率)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>(1) 前条第1号に該当する者 令和5年度 8,925円</p> <p>(2) 前条第2号に該当する者 令和5年度 17,850円</p>	<p>第1条・第2条 (略) (特例介護保険料率)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>(1) 前条第1号に該当する者 令和6年度から令和8年度まで 9,450円</p> <p>(2) 前条第2号に該当する者 令和6年度から令和8年度まで 18,900円</p>
<p>第4条・第5条 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1・2 (略)</p>	<p>2 前項の特例介護保険料率を決定する場合において、10円未満の端数があると きは、その端数金額を切り捨てるものとする。</p> <p>第4条・第5条 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1・2 (略)</p>